

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市景観審議会		
設置目的	佐伯市景観条例に基づき、本市の良好な景観形成に関し必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申することを目的とする。		
設置根拠等	佐伯市景観条例		
設置年月日	令和2年6月1日	委員数	10人
審議事項等	<ol style="list-style-type: none"> 1 景観計画の策定及び変更に関すること。 2 景観形成重点地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。 3 景観重要建造物等の指定及び景観重要建造物等の解除に関すること。 4 その他本市の良好な景観の形成に関し必要な事項 		
事務局担当課名	建設部都市計画課 電話番号22-3114(内線316)		
備考			